

令和4年度(2022年度)の執行体制について

1 報告趣旨

令和4年度(2022年度)に実施を予定している執行体制の変更について報告する。

2 報告内容

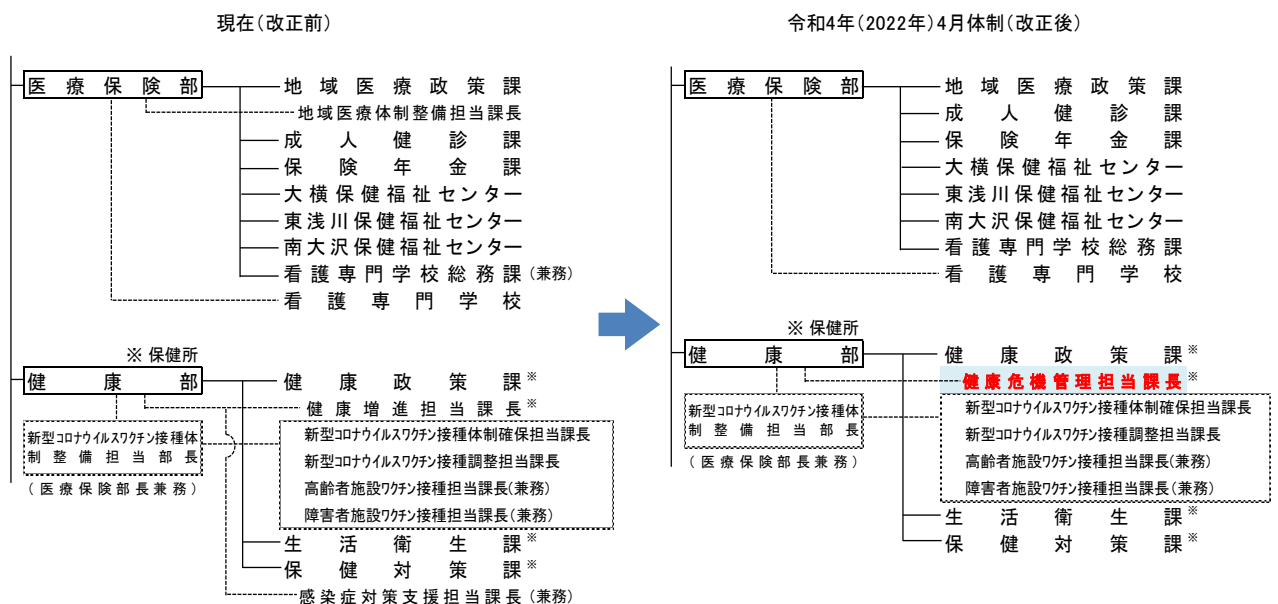
(1) 医療保険部及び健康部の執行体制(4月及び8月実施)

ア 内容(4月)

市民の生命と健康に係わる健康被害を未然に防ぎ、健康危機に対応するため、健康危機管理を所掌し、保健師統括等を担う「健康危機管理担当課長」を配置する。なお、本担当課長の配置に伴い、市民への安全安心な地域医療体制の整備を図るために配置した、地域医療体制整備担当課長(兼感染症対策支援担当課長)及び保健師統括を担う健康増進担当課長を廃止する。

また、大学病院との新たな関係づくりの検討協議を推進することから地域医療政策課長及び看護専門学校総務課長の兼務を解消する。なお、看護専門学校総務課長の専任化に伴い、看護専門学校の教務も併せて担うことから、看護専門学校担当課長を廃止する。

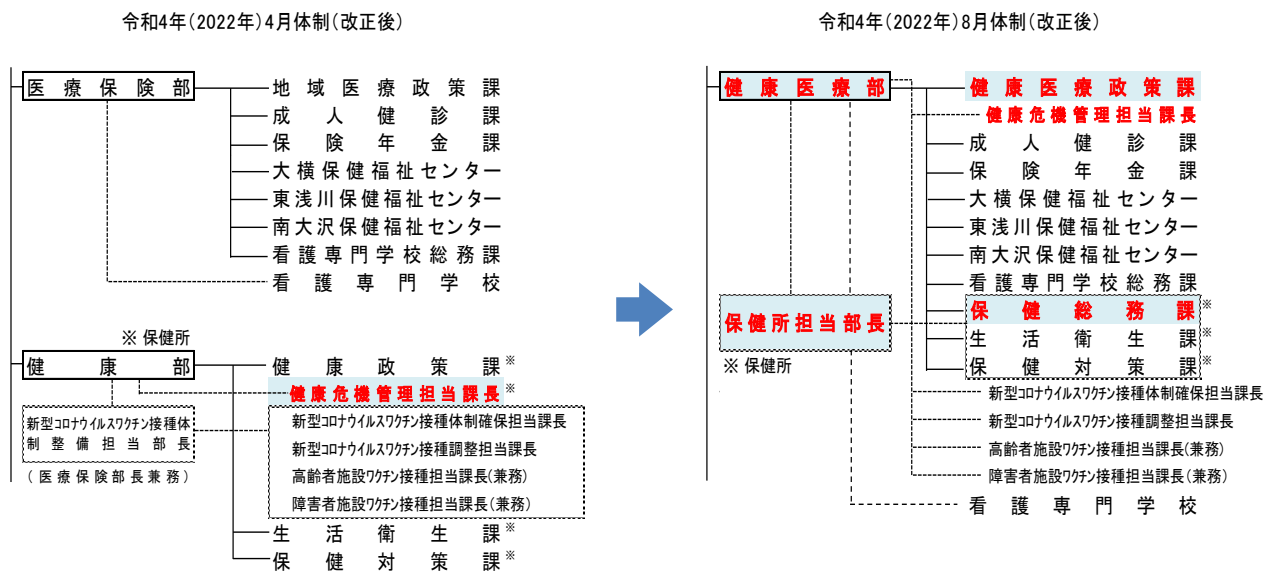
イ 組織図(4月)



ウ 内容（８月）

コロナ禍の収束は見通せない状況ではあるが、これまでの課題等を踏まえ、令和４年（２０２２年）８月の新保健所の開設に合わせて、健康危機管理の強化を図るため、医療保険部と健康部を統合し「健康医療部」を設置する。両部の統合に伴い、健康部長を「保健所担当部長」として配置し、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備担当部長を廃止する。また、地域医療政策課及び健康政策課の名称を「健康医療政策課」及び「保健総務課」に変更する。

エ 組織図（８月）



(2) 実施時期

ア ４月実施 … 令和４年（２０２２年）４月１日

イ ８月実施 … 令和４年（２０２２年）８月１日（予定）

3 市民への周知

広報はちおうじ４月１日号及びホームページで周知